

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会規程

平成 5 年 4 月 10 日

訓 令 甲 第 4 号

改正	平成 8 年 9 月 30 日	訓令甲第 3 号	平成 22 年 4 月 1 日	訓令甲第 3 号
	平成 16 年 3 月 29 日	訓令甲第 1 号	平成 24 年 3 月 30 日	訓令甲第 9 号
	平成 18 年 1 月 25 日	訓令甲第 5 号	令和 6 年 4 月 1 日	訓令甲第 1 号
	平成 19 年 4 月 1 日	訓令甲第 4 号		

(目的)

第 1 条 この規程は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合契約規則（平成 16 年規則第 2 号）の規定に基づき、本事務組合が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、及び設計の委託並びに物件の買入れその他管理者が定める契約（以下「建設工事等」という。）の請負業者の指名について、公正に優良な業者を選定し、契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(設置)

第 2 条 前項の目的を行なうため、本事務組合に福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審査会の種類、所掌事務、委員長及び委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第 4 条 審査会は必要の都度、第一審査会にあつては管理者が、第二審査会にあつては事務局長がそれぞれ招集する。

- 2 管理者及び事務局長は、急施を要するなど特別の理由により審査会を開くことができないときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 3 審査会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

(秘密の保持)

第 5 条 審査会の審議は、公開しない。

- 2 何人も審査会の内容を他に漏らしてはならない。

(事務)

第 6 条 審査会の事務は、その建設工事等を担当する課で処理する。

附 則

この規程は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 30 日訓令甲第 3 号）

この規程は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日訓令甲第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日訓令甲第 5 号）

この規程は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。ただし、別表の第一審査会の項の改正規定中「(但

し、清掃センターの建設工事等については、丹生地区助役を除く。)」を削る部分は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日訓令甲第 4 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日訓令甲第 3 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日訓令甲第 9 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日訓令甲第 1 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

種 類	所 掌 事 務	委 員 長 及 び 委 員
第一審査会	建設工事等の予定価格が 1 億円以上のもの	委員長 管理者の属する市町の副市町長 委 員 委員長を除く関係市町の副市町長
第二審査会	第一審査会の所掌事務以外のもの	委員長 事務局長 委 員 事務局次長、総務課長及び清掃センター所長